

運送事業者・ドライバー・荷主の皆様へ

～ 道路法（車両制限令）違反は未然に防ぐことができます ～

鋼製品を積載する車両の重量超過違反が多発！

高速道路における道路法（車両制限令）違反のうち、約6割は重量・軸重超過によるものとなっています。

そのうち、鋼製品を積載する車両が、違反の約3割を占めています。

重量（軸重）が2倍になると、橋（床版）への負担は4,000倍になると試算されており、重量超過車両は道路の老朽化を早める原因となっています。



道路に
ダメージ

橋（床版）の損傷事例

1位	鋼製品
2位	食料品
3位	建設機械 (自走・運搬)

自動車を積載する車両の寸法違反が多発！

高速道路における道路法（車両制限令）違反の4割を占める寸法（幅・高さ・長さ）違反のうち、約3割は自動車を積載した車両の長さ・高さ違反となっています。

幅・長さ・高さ超過のまま通行した場合、他の車線へのはみ出しや、車体・積荷がトンネルや料金所などの構造物の接触による事故の発生、道路構造物の破損のおそれもあります。

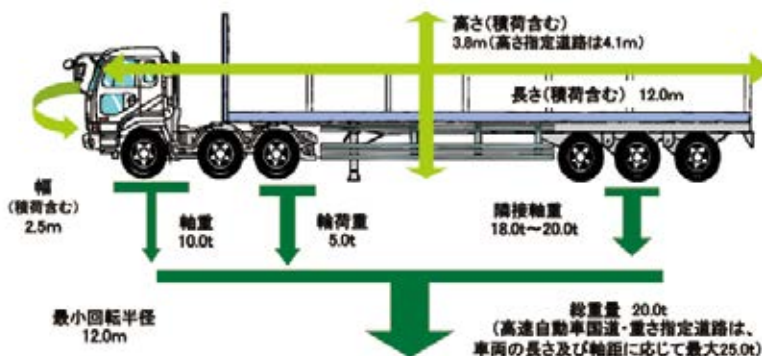


事故の
発生

幅超過による事故の事例
(料金所施設への接触)

	幅	高さ	長さ
1位	トレーラ (空車)	自動車	自動車
2位	建設 機械	木材	鋼製品
3位	機械 製品	コンテナ	トレーラ (空車)

大型車両の通行には、道路管理者の許可が必要です



道路を通行する車両の大きさや重さは、最高限度（一般的制限値）が定められています。一般的制限値を超過する車両（特殊車両）の通行には、道路管理者の許可（特殊車両通行許可）が必要です。

⚠ 注意 ⚠

道路法（車両制限令）で定める「総重量」は、車両全体の重量です。自動車検査証（車検証）に記載の最大積載量とは異なりますのでご注意ください。

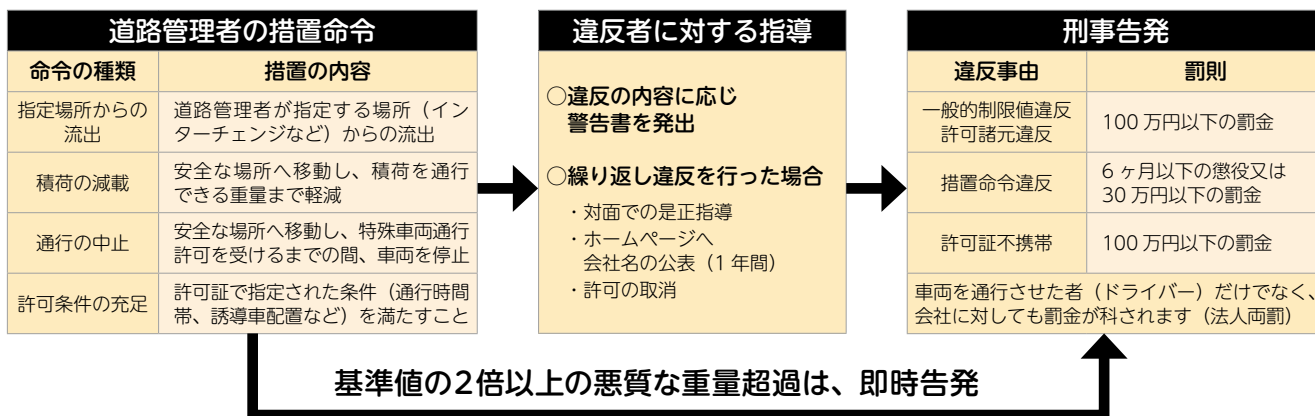
道路法（車両制限令）違反に対する取締・指導を強化しています。

高速道路機構では、高速道路会社と連携して道路法（車両制限令）に違反した車両の取締を行っており、違反したと認められる車両に対して積荷の減載などの措置命令（行政処分）を年間約 6,000 件行っています。

さらに、違反の内容に応じ「警告書」を发出するほか、違反を繰り返すと、対面での是正指導を行っています。指導に応じず、違反をさらに繰り返すと、機構ホームページへ会社名の公表、通行許可の取り消し、刑事告発を行います。

また、重量が基準の2倍以上となる悪質な違反者に対しては直ちに告発を行います（即時告発）。

違反者に対する取締・指導の流れ



◆基準値の2倍以上 …… 車両総重量が「一般的制限値×2」以上の車両
 特車通行許可車両は、「一般的制限値×2 + (許可総重量—一般的制限値)」

道路法（車両制限令）違反を防ぐには

荷主の
皆様へ

適正な輸送依頼にご協力をお願いします

無理な時間指定を行ったり、積み込み前に急に荷物量を増やすことは、重量オーバーや許可経路以外の通行など、道路法（車両制限令）違反につながるばかりでなく、貨物自動車運送事業法の規定に基づく荷主勧告が行われる場合があります。

適正な輸送依頼が、運送事業者と運転者を守り、違反の防止につながります。

運送
事業者の
皆様へ

必要な許可を得て通行してください

大型車両の通行には、道路管理者が行う特殊車両通行許可のほか、公安委員会（警察）が行う制限外許可など、さまざまな許可が必要です。

車両の通行に必要な許可を確認、取得していただき、違法な通行とにならないようにしてください。あなたの遵法精神があなたの会社と社員、運転者を守ります。

運転者の
皆様へ

安全第一の通行をお願いします

出発前に許可証を準備して、通行経路、通行条件を確認し、違法な通行とにならないようにしてください。通行経路・条件の確認と安全第一の通行が、法令違反や交通事故を防ぎます。

国民の重要な財産である道路の予防保全・老朽化対策等が喫緊の課題となっています。特に、道路への影響が大きい大型車両の通行の適正化が重要であり、法令遵守はもとより、運転手・運送事業者・荷主の皆さまのご協力が不可欠です。高速道路を適正にご利用いただくため、特殊車両通行許可制度に対するご理解・ご協力をお願いします。

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

TEL 045 (228) 5977 WEB サイト <http://www.jehdra.go.jp>